「あんしん積金」

平成29年4月1日現在

1 商品名 「あんしん積金」は、「定期積金」と「友の会サービス」がセットされた商品です。「あんしん積金」に加入されますと、しんくみ安心定積友の会の会員となります。広島県中小企業共済協同組合(県共済)との契約により各種会員サービスが受けられます。「友の会サービス」の『万一の時の保障』の内容によって次の8種類があります。「あんしん積金50」「あんしん積金21」「あんしん積金21」「あんしん積金601」「あんしん積金601」「あんしん積金シニア1」「あんしん積金シニア2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
の会員となります。広島県中小企業共済協同組合(県共済)との契約により各種会員サービスが受けられます。「友の会サービス」の『万一の時の保障』の内容によって次の8種類があります。 「あんしん積金50」 「あんしん積金21」 「あんしん積金21」 「あんしん積金01」 「あんしん積金01」 「あんしん積金かニア1」 「あんしん積金シニア2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
より各種会員サービスが受けられます。「友の会サービス」の『万一の時 の保障』の内容によって次の8種類があります。 「あんしん積金50」 「あんしん積金21」 「あんしん積金医療」 「あんしん積金の1」 「あんしん積金M1」 「あんしん積金シニア1」 「あんしん積金シニア2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
の保障』の内容によって次の8種類があります。 「あんしん積金50」 「あんしん積金100」(継続のみ) 「あんしん積金21」 「あんしん積金医療」 「あんしん積金01」 「あんしん積金M1」 「あんしん積金シニア1」 「あんしん積金シニア2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
「あんしん積金 50」 「あんしん積金 100」(継続のみ) 「あんしん積金 21」 「あんしん積金医療」 「あんしん積金 01」 「あんしん積金 M1」 「あんしん積金シニア 1」 「あんしん積金シニア 2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
「あんしん積金 100」(継続のみ) 「あんしん積金 21」 「あんしん積金医療」 「あんしん積金 01」 「あんしん積金 M1」 「あんしん積金シニア 1」 「あんしん積金シニア 2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
「あんしん積金 21」 「あんしん積金 医療」 「あんしん積金 01」 「あんしん積金 M1」 「あんしん積金シニア 1」 「あんしん積金シニア 2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
「あんしん積金医療」 「あんしん積金 01」 「あんしん積金 M1」 「あんしん積金シニア 1」 「あんしん積金シニア 2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
「あんしん積金 01」 「あんしん積金 M1」 「あんしん積金シニア 1」 「あんしん積金シニア 2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
「あんしん積金 M1」 「あんしん積金シニア 1」 「あんしん積金シニア 2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
「あんしん積金シニア 1」 「あんしん積金シニア 2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
「あんしん積金シニア 2」 2 預金の種類 スーパー定期積金
2 預金の種類 スーパー定期積金
3 販売対象 法人および個人
4 契約期間 5 年
5 預入方法
(1)預入金額 契約期間内で掛金を分割受入、払込定額式(毎月の掛込額を一定として
定めるもの)
(2)預入単位 毎月の掛金の内訳は定期積金掛金と共済掛金(友の会会費)とします。
内訳
商品名 月々の掛金 定期積金掛金 友の会会費
あんしん積金 50 10,000 円 8,000 円 2,000 円
あんしん積金 100 20,000 円 17,000 円 3,000 円
あんしん積金 21 10,000 円 8,000 円 2,000 円
あんしん積金医療 10,000円 8,000円 2,000円
あんしん積金 01 10,000 円 8,000 円 2,000 円
あんしん積金 M1 10,000 円 8,000 円 2,000 円
あんしん積金シニア 1 10,000 円 7,000 円 3,000 円
あんしん積金シニア 2 20,000 円 17,000 円 3,000 円
※あんしん積金 100 の新規加入の取扱いは平成 28 年 3 月 31 日で終了し
ました。(ただし、現在あんしん積金 100 にご加入中の方に限り、継続
が可能です。)
※会費の払込が2回以上遅れた場合は、友の会の脱退となりますのでご
注意下さい。

6 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
7 利息	
(給付補填金)	
(1) 適用利率	当初契約時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	満期日以降に一括して支払います。
(3) 計算方法	計算単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に利率を乗じて
	計算します。
8 手数料	手数料の定めはありません。
9 付加できる	普通預金等から自動振替による受入ができます。
特約事項	
10 中途解約時	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相
の取扱	当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
	①初回払込日から解約日までの期間が1年未満のもの
	解約日における普通預金の利率
	②初回払込日から解約日までの期間が1年以上のもの
	約定年利回り×60%(小数点第3位以下切捨て、この計算による利率が
	解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)
11 金利情報	金利は店頭の金利表示用モニターに表示しています。または窓口へご照
	会ください。
12 その他参考	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べ
となる事項	ます。または、当初契約時の店頭表示の利率(年 365 日の日割計算)
	の割合による遅延損害金をいただきます。
	・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。
	・給付補填金について、20.315%の税金がかかります。(国税 15.315%・
	地方税 5%)
	・マル優の取扱いはできません。
	・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円とそ
	の利息が保護の対象となります。(当組合に複数の口座がある場合、そ
	れらの預金元本を合計して 1,000 万円とその利息が保護の対象となり
	ます。)
13 しんくみ安	・ご加入に際して
心定積友の	友の会のサービスのひとつとして『万一の時の保障』があります。加
会	入時に保障を受けられる方(被共済者)をご指定下さい。加入限度は、
	被共済者お一人につき一口とさせていただきます。したがって他の友
	の会連絡所(各支店)または、友の会支部(各信用組合)を通じて重
	複して加入することはできません。重複加入の場合、重複部分は無効
	となり、共済金のお支払はできませんのでご注意ください。
	・新規加入年齢および満了年齢について(被共済者)

商品名	新規加入年齢	満了年齢
あんしん積金 50	満3歳以上満55歳未満	満 70 歳
あんしん積金 21	満 3 歳以上満 70 歳未満	満 80 歳
あんしん積金医療	満3歳以上満60歳未満	満 70 歳
あんしん積金 01	満3歳以上満70歳未満	満 80 歳
あんしん積金 M1	満3歳以上満70歳未満	満 80 歳
あんしん積金シニア 1	満 60 歳以上満 75 歳未満	満 85 歳
あんしん積金シニア 2	満 60 歳以上満 75 歳未満	満 85 歳

- ※共済契約満了日は、誕生日の属する月の末日となります。
- ※あんしん積金 100 は継続のみお取扱いが可能で、満了年齢は満 70 歳 となります。
- 「万一の時の保障」や「友の会のサービス」については、しんくみ安心 定積友の会「ご加入のしおり」、「しんくみ安心定積友の会会則」をご 覧ください。
- 問い合わせ先 電話フリーダイヤル 0120-708-030 (県共済) 広島県中小企業共済協同組合 〒730-0048 広島市中区竹屋町 4-17

14 苦情処理措 · 苦情処理措置 置・紛争解 決措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務 部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530

受付日:月曜日~金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間:午前9時~午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意してお りますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧下さい。 ホームページアドレス http://www.hiroshima-kenshin.co.jp

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護 士 仲裁センター (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁セン ター (電話:03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、 ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相 談所にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁セン ター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いた だけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについて は、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手 続を進める方法もあります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管しま す。

②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意下さい。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日:月曜日~金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間:午前9時~午後5時

電話:03-3567-2456

所在地: 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1